

超人気FP!

— ABC ネットニュース —

深野康彦の 先取り経済NEWS!!

編集・発行 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター 2025年2月14日

今月のトピックス「高齢者に厳しい税制改正に舵を切り始めたと勘ぐりたくなる」



令和7年度（2025年度）の税制改正は大きな改正に乏しく小粒な気がします。反面、「年収103万円の壁」が話題になっていることから、例年と比較して関心が高まっているようです。令和7年度の税制改正大綱には年収103万円の壁は123万円に引き上げることが記載されていますが、ご承知のように現在の与党は自公で過半数を占めていないことから野党の協力を仰がない限り税制改正及び予算が国会を通過することはありえません。当初、年収の壁を178万円に引き上げる国民民主党と協議を重ねてきましたが協議は難航。自民党は日本維新の会や立憲民主党などにも秋波を送っていることから、私たちが期待する178万円への引き上げ決定はやや望み薄になりつつあるようです。

年収の壁を除けば、令和7年度の税制改正は高齢者（概ね60歳以降）に厳しい改正に舵を切った年と記憶に残るかもしれません。これまで選挙を考え高齢者に優しい改正（シルバー民主主義）を行ってきましたが、いよいよ高齢者から現役世代に優しい政策に転換する兆しが出てきたからです。詳細は割愛させていただきますが、現役世代に優しい改正は「生命保険料控除の拡充」「住宅ローン控除」「子育て対応改修工事に係る住宅リフォーム税制の延長」といった減税メニューが並んでいるのです。

一方、高齢者に厳しい改正は「給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整」、「退職所得控除の調整規定等の見直し」があげられます。こちらは以下で詳しく見ていきましょう。は年金を受け取りながら働いている人は、給与所得控除と公的年金等控除の両方の控除が使えることから、同じ収入額でも給与収入のみ（現役世代）の人より手取収入が多くなっているのです。このため令和7年度税制改正では、給与所得控除と公的年金等控除の合計の上限額を280万円に改定する予定です。給与所得控除の上限額は195万円だから、合算して280万円も控除が使えるのは依然として優遇されているのではないかと問われそうですが、過去の改正を反芻すると給与所得控除の上限額が徐々に低くなっていったように、合算して280万円の上限額は今後引き下げられていくと思われてなりません。上限額が導入されたことがポイントなのです（適用時期は令和8年度の税制改正において法制化を行う予定です）。

の退職所得控除の見直しは、これまで確定拠出年金（個人型&企業型）を60歳時点で一時金で受け取った場合には退職所得控除を満額利用することができ、また65歳時点で勤務先の退職金を受け取ったときにも退職所得控除を満額利用することができました。しかし令和7年度の税制改正では60歳時に前述の一時金を受け取った場合、勤務先の退職金にも満額の退職所得控除を利用できる年齢が70歳まで引き上げられることとなります（令和8年（2026年）1月1日から適用予定）。

2つの改正、大きな改正ではありませんが、共に導入されることが鍵になるはず。最初から大幅な改定を行うと反対が多いことから小さく導入して徐々に改定を大きく＝控除を少なくするのがこれまでの手。そのように考えれば2つの改正は高齢者に厳しい税制に変更して行きますよ！という狼煙を上げたと考えるべきなのです。次は本丸？の退職所得控除額そのものの改正とらんでいます。過去複数回、税制改正論議の議案に上げられていますが、いずれも葬られているからです……。